

令和2年（2020年）4月28日

学校関係者の皆様へ

公立大学法人熊本県立大学
理事長 白石 隆

新型コロナウイルス感染症の対策のための令和2年度前学期の臨時休業
（休校）の延長について

熊本県立大学では、令和2年4月13日付け「新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度前学期の臨時休業（休校）について」において、学生及び教職員の新型コロナウイルス感染防止等のため、5月6日（水）まで臨時休業（休校）としていたところです。

熊本県は、県内は4月21日以降、「熊本県新型コロナウイルス地域区分基準」における「感染拡大傾向期」にあり、今後大幅な感染拡大が見込まれる直前の期間と位置付け、「感染拡大警戒地域」と同じ対応を一步先んじて実施することとされました。また、併せて熊本県教育委員会ではこのような状況を踏まえ、全ての県立学校において臨時休業（休校）を実施（延長）する期間を5月31日（日）までとされたことなどから、昨日、熊本県知事から本学にも臨時休業（休校）の延長の要請がありました。

本学では、熊本県に緊急事態宣言が出されていることや、県内においても新型コロナウイルス感染者がなお増加していることに鑑み、新型コロナウイルス感染防止等のため、5月31日（日）まで臨時休業（休校）を延長することといたしました。

なお、大学では、5月7日（木）から原則として、遠隔授業（課題・レポート作成とインターネット配信授業）を行うこととしています。